⑵　国税連携ネットワークシステムの設計書等の整備
国税連携ネットワークシステムの設計書、操作手順書等を整備すること。
⑶　セキュリティ対策基準等の整備
国税連携ネットワークシステムのセキュリティを確保するために遵守すべきセキュリティ対策基準及び実施手順書を整備すること。
⑷　国税連携ネットワークシステムの運用継続計画の整備
非常時における国税連携ネットワークシステムの運用継続計画を策定するとともに、非常時におけるセキュリティに係る対策事項を整備すること。
3　人事、教育、研修等
⑴　要員管理
機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの運用保守に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの開発及び国税連携ネットワークシステムの運用保守及び利用の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。
⑵　教育及び研修
ア　国税連携ネットワークシステムを開発、作成、運用保守又は利用する職員に対し、国税連携ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。
イ　機構は、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。
⑶　問合せ窓口の設置
機構、認定委託先事業者及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムを開発、作成、運用保守又は利用する職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、それぞれ分担して、操作等に関する問い合わせ窓口を設置すること。
4　緊急時体制
⑴　作動停止時に係る事務処理体制及び訓練
ア　国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により国税連携ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合（機構サーバへデータを送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画並びに機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者の間の連絡体制について相互に密接な連携を図り整備すること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行うとともに、相互に密接な連携を図り、緊急時対応計画及び連絡体制の改善を図ること。
⑵　データの漏えいに係る事務処理体制及び訓練
ア　データの漏えいその他これに準ずる事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合（機構サーバへデータを送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画（国税連携ネットワークシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）並びに機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者の間の連絡体制について相互に密接な連携を図り整備すること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行うとともに、相互に密接な連携を図り、緊急時対応計画及び連絡体制の改善を図ること。
⑶　セキュリティ対策基準等の整備
国税連携ネットワークシステムのセキュリティを確保するために遵守すべきセキュリティ対策基準及び実施手順書を整備すること。
⑷　国税連携ネットワークシステムの運用継続計画の整備
非常時における国税連携ネットワークシステムの運用継続計画を策定するとともに、非常時におけるセキュリティに係る対策事項を整備すること。
3　人事、教育、研修等
⑴　要員管理
機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの運用保守に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの開発及び国税連携ネットワークシステムの運用保守及び利用の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。
⑵　教育及び研修
ア　国税連携ネットワークシステムを開発、作成、運用保守又は利用する職員に対し、国税連携ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。
イ　機構は、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。
⑶　問合せ窓口の設置
機構及び認定委託先事業者は、国税連携ネットワークシステムを開発、作成、運用保守又は利用する職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、それぞれ分担して、操作等に関する問い合わせ窓口を設置すること。
4　緊急時体制
⑴　作動停止時に係る事務処理体制及び訓練
ア　国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により国税連携ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合（機構サーバへデータを送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画並びに機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間の連絡体制について相互に密接な連携を図り整備すること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行うとともに、相互に密接な連携を図り、緊急時対応計画及び連絡体制の改善を図ること。
⑵　データの漏えいに係る事務処理体制及び訓練
ア　データの漏えいその他これに準ずる事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合（機構サーバへデータを送信できる時間帯以外の時間帯を含む。）に迅速かつ適正に対応できるよう緊急時対応計画（国税連携ネットワークシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）並びに機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間の連絡体制について相互に密接な連携を図り整備すること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう訓練を行うとともに、相互に密接な連携を図り、緊急時対応計画及び連絡体制の改善を図ること。
⑶　総務大臣への報告
機構は、国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備の障害等により国税連携ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合又はデータの漏えいその他これに準ずる事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、速やかに総務大臣に報告すること。